

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1章 [略]</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、<u>岩手県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する教育職員の免許状に関し、その基準及び手続等を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>第1章の2 特別免許状</u></p> <p>(特別免許状の様式)</p> <p><u>第1条の2 [略]</u></p> <p><u>第2章 臨時免許状</u></p> <p>(幼稚園、小学校等の臨時免許状)</p> <p>第2条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、免許法第5条第5項の規定により幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の臨時免許状の授与を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>高等学校又は中等教育学校を卒業した者</u></p> <p>(2) <u>教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第66条の各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(3) <u>小学校、中学校若しくは高等学校の普通免許状を有する者又はその授与を受けることができる者</u></p> <p>(4) <u>教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「改正法」という。）附則第2項から第4項までの規定に該当する者</u></p> <p>(高等学校の臨時免許状)</p> <p>第3条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、当分の間、改正</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条―第3条）</u></p> <p><u>第2章 単位の修得方法（第4条―第7条）</u></p> <p><u>第3章 申請の手続等（第8条―第29条）</u></p> <p><u>第4章 証明（第30条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第31条―第33条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 [略]</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、<u>教育職員の免許状に関し、その基準及び手続等を定めることを目的とする。</u></p> <p>(特別免許状の様式)</p> <p><u>第2条 [略]</u></p>

法附則第7項の規定により高等学校の臨時免許状の授与を受けることができる。

(1) 小学校、中学校若しくは高等学校の普通免許状を有する者又はその授与を受けることができる者

(2) 小学校若しくは中学校の臨時免許状を有する者又はその授与を受けることができる者で、更に高等学校卒業程度を入学資格とする通常の課程において、2年以上の学校教育（授与権者が適当と認める各種学校を含む。）を履修した者

(3) 小学校若しくは中学校の臨時免許状を有する者又はその授与を受けることのできる者で、高等学校、中等教育学校及び中学校（免許法施行規則附則第17項に規定する相当学校を含む。）の教員として3年以上特定の科目の授業を担当し、その成績優良と認められる者

(4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、特殊の技能を有する者

(5) 小学校若しくは中学校の臨時免許状を有する者又はその授与を受けることができる者で、特殊の技能を有し、授与権者において適当と認める者

(臨時免許状の様式)

第4条 [略]

第3章 [略]

(単位の修得方法)

第5条 [略]

2 免許法施行規則第11条第1項の表の備考第3号又は第4号及び免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

第6条 [略]

第7条 削除

第8条 改正法附則第8項の規定により高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

[略]

第8条の2 [略]

第4章 [略]

(免許状授与の申請)

第9条 免許法第5条第1項及び附則第8項の規定による普通

(臨時免許状の様式)

第3条 [略]

第2章 [略]

(単位の修得方法)

第4条 [略]

2 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第11条第1項の表の備考第3号又は第4号及び免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

第5条 [略]

第6条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第8項の規定により高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

[略]

第7条 [略]

第3章 [略]

(免許状授与の申請)

第8条 免許法第5条第1項及び附則第8項の規定による普通

免許状の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 別に定める様式による基礎資格・単位修得証明書

(4)～(7) [略]

2 前項第4号に規定する書類の提出は、免許法施行規則第6条第1項の表の備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表の備考第4号又は第10条の表の備考第3号の規定に該当する者に限る。

3 [略]

4 前項の規定は、次条、第9条の5から第12条まで及び第13条の2から第16条までの場合に準用する。

第9条の2 [略]

第9条の3 [略]

第9条の4 [略]

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の申請)

第9条の5 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の普通免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）を追加して定めるための申請（新教育領域を追加して定めるための教育職員検定の申請を除く。）をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 基礎資格・単位修得証明書

(4)～(6) [略]

(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)

第10条 免許法第6条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 別に定める様式による人物に関する証明書

(4) 基礎資格・単位修得証明書

免許状の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 別に定める様式による学力に関する証明書

(4)～(7) [略]

2 前項第4号に規定する書類の提出は、免許法施行規則第6条第1項の表の備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表の備考第4号又は第10条の表の備考第2号の規定に該当する者に限る。

3 [略]

4 前項の規定は、次条、第12条から第16条まで及び第18条から第22条までの場合に準用する。

5 免許法第5条第2項の規定の適用を受ける者にあつては、第1項各号に掲げる書類に、免許法第7条第4項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書（以下「更新講習修了等証明書」という。）を加えるものとする。

第9条 [略]

2 免許法第16条の2第2項の規定の適用を受ける者にあつては、前項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加えるものとする。

第10条 [略]

第11条 [略]

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の申請)

第12条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の普通免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）を追加して定めるための申請（新教育領域を追加して定めるための教育職員検定の申請を除く。）をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 学力に関する証明書

(4)～(6) [略]

(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)

第13条 免許法第6条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 教育職員としての適格性を記載した別に定める様式による人物に関する証明書

(4) 学力に関する証明書

(5) [略]

(6) 別に定める様式による身体に関する証明書

(7)～(9) [略]

2～6 [略]

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の
検定申請)

第10条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援
学校の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定めるた
めの教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しな
ければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 基礎資格・単位修得証明書

(5)～(10) [略]

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第11条 免許法第18条第1項の規定により教育職員検定を申請
する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 第10条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第
8号までに掲げる書類

(2) [略]

2 [略]

(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第12条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「
施行法」という。)第2条の規定により教育職員検定を申請
する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 学力に関する証明書(学士の学位を有すること又は学
校の卒業(修了)をもって出願の要件とする場合は、学士
の学位を有することの証明書又は学校の卒業(修了)の証
明書及び学業成績証明書、その他の場合は、自己の学力を
証するに足る書類)

(5)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第13条 [略]

(特別免許状の検定申請)

第13条の2 免許法第5条第2項の規定により、特別免許状の
教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなけ

(5) [略]

(6) 免許状の取得に当たっての身体に係る特記事項を記載
した別に定める様式による身体に関する証明書

(7)～(9) [略]

2～6 [略]

7 免許法第6条第4項の規定の適用を受ける者にあつては、
第1項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加える
ものとする。

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の
検定申請)

第14条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校
の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定めるための教
育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなけれ
ばならない。

(1)～(3) [略]

(4) 学力に関する証明書

(5)～(10) [略]

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第15条 免許法第18条第1項の規定により教育職員検定を申請
する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 第13条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第
8号までに掲げる書類

(2) [略]

2 [略]

(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第16条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「
施行法」という。)第2条の規定により教育職員検定を申請
する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 自己の学力を証するに足る書類(学士の学位を有する
こと又は学校の卒業(修了)をもって出願の要件とする場
合にあつては、学士の学位を有することの証明書又は学校
の卒業(修了)の証明書及び学業成績証明書)

(5)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第17条 [略]

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第3項の規定により、特別免許状の教育
職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなけれ

ればならない。

(1)～(8) [略]

(臨時免許状の検定申請)

第14条 [略]

2 現に助教諭の職にある者が、再度同種の臨時免許状の検定を申請する場合は、前項に掲げるもの(第4号を除く。)のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、小学校助教諭臨時免許状の場合にあつては、第2号に掲げる書類を除くものとする。

(1)～(3) [略]

3 前2項各号に掲げるもののほか、授与権者において必要があると認める場合は、その学力、技能及び実務等を証明する資料の提出を求めることがある。

4 普通免許状を有する者又は改正法附則第2項から第4項までの規定に該当する者が、臨時免許状の検定を申請する場合は、第1項第1号、第2号、第5号及び第8号に掲げる書類並びに有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し(所属長の原本証明のあるもの)を提出するものとする。

(特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の検定申請)

第14条の2 [略]

(特別支援学校の自立教科の免許状の授与又は検定の申請)

第15条 免許法第4条の2第2項又は施行法第2条第1項の表の第22号若しくは第23号の規定による特別支援学校の自立教科(免許法施行規則第63条第1項に規定する自立教科をいう。)の免許状の授与又は教育職員検定を申請する者は、次に掲げるそれぞれの書類を提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 教育職員検定を申請する場合

ア～エ [略]

オ 基礎資格・単位修得証明書

カ～ケ [略]

(免許状の交付申請)

第16条 [略]

ならない。

(1)～(8) [略]

(臨時免許状の検定申請)

第19条 [略]

2 現に助教諭の職にある者が、再度同種の臨時免許状の検定を申請する場合は、前項各号(第4号を除く。)に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、小学校助教諭臨時免許状の場合にあつては、第2号に掲げる書類を除くものとする。

(1)～(3) [略]

3 前2項各号に掲げるもののほか、岩手県教育委員会において必要があると認める場合は、その学力、技能及び実務等を証明する資料の提出を求めることがある。

4 普通免許状を有する者が、臨時免許状の検定を申請する場合は、第1項第1号、第2号、第5号及び第8号に掲げる書類並びに有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し(所属長の原本証明のあるもの)を提出するものとする。

(特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の検定申請)

第20条 [略]

(特別支援学校の自立教科の免許状の授与又は検定の申請)

第21条 免許法第4条の2第2項又は施行法第2条第1項の表の第22号若しくは第23号の規定による特別支援学校の自立教科(免許法施行規則第63条第1項に規定する自立教科をいう。)の免許状の授与又は教育職員検定を申請する者は、次に掲げるそれぞれの書類を提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 教育職員検定を申請する場合

ア～エ [略]

オ 学力に関する証明書

カ～ケ [略]

(免許状の交付申請)

第22条 [略]

(有効期間の更新の申請)

第23条 免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書

(2) 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は免許法施行規則第61条の10の規定による有効期間の更新若しくは延長

に関する証明書

(3) 更新講習修了等証明書

2 前項の規定にかかわらず、免許法施行規則第61条の4の規定に該当する者が申請する場合における免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

(2) 前項第2号に掲げる書類

(3) 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号。以下「県更新講習規則」という。）第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(有効期間の延長の申請)

第24条 免許法施行規則第61条の9第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による有効期間延長申請書

(2) 前条第1項第2号に掲げる書類

(3) 免許法第9条の2第5項のやむを得ない事由を証する書類

(旧免許状所持者の申請)

第25条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第9条第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 平成20年改正省令附則第9条第1項第1号の規定による申請

ア 別に定める様式による更新講習修了確認申請書

イ 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書

ウ 更新講習修了等証明書

(2) 平成20年改正省令附則第9条第1項第2号の規定による申請

ア 別に定める様式による教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

イ 前号イ及びウに掲げる書類

(3) 平成20年改正省令附則第9条第1項第3号の規定による申請

ア 別に定める様式による修了確認期限延期申請書

(書換え)

第17条 免許状の書換えを申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(再交付)

第17条の2 [略]

(非常勤講師の届出)

第17条の3 [略]

(教科担任の許可)

第18条 [略]

第19条及び第20条 削除

第5章 [略]

(出身学校長の証明)

第21条 [略]

第22条 削除

第6章 [略]

(申請)

第23条 [略]

(原簿)

第24条 [略]

(教育長への委任)

第25条 [略]

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和29年12月3日から適用する。

2 この規則適用の際、現に効力を有する臨時免許状は、改正法による改正後の免許法により授与したものとみなし、その免許

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項前段に規定するやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類

(4) 平成20年改正省令附則第9条第1項第4号の規定による申請

ア 別に定める様式による免許状更新講習免除申請書

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 県更新講習規則第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

エ 平成20年改正省令附則第10条第1項第6号に規定する文部科学大臣が定める者に該当する者にあつては、その旨を証する書類

(書換え)

第26条 免許状の書換えを申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(再交付)

第27条 [略]

(非常勤講師の届出)

第28条 [略]

(教科担任の許可)

第29条 [略]

第4章 [略]

第30条 [略]

第5章 [略]

(申請)

第31条 [略]

(原簿)

第32条 [略]

(教育長への委任)

第33条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年12月3日から適用する。

状を授与したときから、3年間効力を有する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号中「(第1条の2関係)」を「(第2条関係)」に、

<p style="text-align: center;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: right;">割印</p> <p style="text-align: center;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者に教育職員免許法の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)特別免許状を授与する。</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会 印</p> <p>番 号</p> <p>授与条件</p>	を	<p style="text-align: center;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: center;">本籍地</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>右記の者に教育職員免許法の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)特別免許状を授与する。</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岩手県教育委員会 印</p> <p>番 号</p> <p>授与条件</p> <p>有効期間満了の日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
--	---	---

に改め、同様式注中「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

様式第2号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、

<p style="text-align: center;">(教育職員) 臨時免許状</p> <p style="text-align: right;">割印</p> <p style="text-align: center;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者に(教育職員免許法)(教育職員免許法施行法)の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)臨時免許状を授与する。</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会 印</p> <p>番 号</p> <p>授与条件</p>	を	<p style="text-align: center;">(教育職員) 臨時免許状</p> <p style="text-align: center;">本籍地</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>右記の者に(教育職員免許法)(教育職員免許法施行法)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)臨時免許状を授与する。</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岩手県教育委員会 印</p> <p>番 号</p> <p>授与条件</p>
--	---	--

に改め、同様式注2中「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

様式第3号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、

(教育職員) 臨時免許状		割 印
本籍地		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより（下記の教科について）（教育職員）臨時免許状を有するものとみなす。		
(記)		
年 月 日		
岩手県教育委員会 印		
番 号		
授与条件		

を

(教育職員) 臨時免許状	
本籍地	
氏 名	
年 月 日生	
右記の者は、教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）臨時免許状を有するものとみなす。	
(記)	
年 月 日	
岩手県教育委員会 印	
番 号	
授与条件	

に改め、同様式注2中「別記様式」を「別記第1号様式」に、「別記第1号」を「別記第1号様式」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県教育職員免許状に関する規則（以下「改正後の規則」という。）に定める様式は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づき授与する特別免許状又は臨時免許状（以下「特別免許状等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づき授与する特別免許状等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩手県教育職員免許状に関する規則の規定により授与されている特別免許状等は、改正後の規則の規定により授与されている特別免許状等とみなす。